

報告第十九号

専決処分した事件の報告について

江戸川区の私債権の管理に関する条例（平成十八年三月江戸川区条例第十三号）  
第八条第一項の規定により、区の私債権について、別紙調書のとおり和解決したの  
で、同条第二項の規定により報告する。

平成三十年十一月二十七日

江戸川区長 多田正見

## 和解調書(総括表)

債権の名称(担当部課)	和解額	和解の件数
江戸川区生活一時資金貸付金 (生活振興部地域振興課)	1,325,965 円	2 件
合 計	1,325,965 円	2 件

## 和解調書

債権の名称 江戸川区生活一時資金貸付金  
 担当部課 生活振興部地域振興課

番号	和解額	和解日	和解の内容				
			裁判所及び事件番号	債権発生日	和解額内訳等	支払方法	当事者
1	486,634 円	平成30年9月5日	東京簡易裁判所 平成30年(ハ)第26560号	平成9年5月29日	元金 196,000 円 利息金 5,000 円 遅延損害金 285,634 円	平成30年10月から平成38年9月まで 毎月末日限り5,000円ずつ 平成38年10月末日限り6,634円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民(債務者)
2	839,331 円	平成30年10月1日	東京簡易裁判所 平成30年(ハ)第27464号	平成8年10月8日	元金 305,000 円 利息金 10,200 円 遅延損害金 524,131 円	平成30年11月から平成37年9月まで 毎月末日限り5,000円ずつ (ただし、各年6月及び12月に限り、 毎月末日限り35,000円ずつ) 平成37年10月末日限り4,331円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民(債務者)
計	1,325,965 円						